

郡山市姉妹都市提携周年記念交流事業補助金交付要綱

令和7年4月23日

[文化スポーツ観光部観光政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和7年度に本市の姉妹都市である久留米市との姉妹都市提携50周年及び鳥取市との姉妹都市提携20周年を迎えることを記念し、久留米市又は鳥取市（以下「姉妹都市」という。）との市民交流の促進を図るため、本市の市民団体等が姉妹都市を訪問し、文化、スポーツ、教育、観光、経済等に係る親善及び交流を目的とする事業（以下「補助対象事業」という。）に対し、補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助の交付の対象となる者は、自主的かつ主体的に補助対象事業を行う団体で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 5人以上かつ市内に居住する者が全体の3分の2以上で構成されていること。
- (2) 組織の運営に関する規約、会則、定款その他の定め（以下「規約等」という。）があること。
- (3) 市内に活動拠点を有し、又は市内において活動を行っていること。
- (4) 政治活動、宗教活動若しくは営利活動を伴い、又はそれらの活動を行うことを目的としないこと。
- (5) この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助の交付の対象とならない。

- (1) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者
- (2) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(補助金の交付の対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとし、補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、1事業につき20万円以内で予算の範囲内で定める額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 規約等の写し
- (2) 構成員名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更

とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更
(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 活動報告書
- (2) 写真その他の補助対象事業に係る活動の内容がわかる書類等
- (3) 補助対象事業に係る帳簿、領収書その他の収支が確認できる書類
(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

別表 (第3条関係)

| 補助対象経費 | 内容 |
|----------|-------------------------------------------|
| 旅費 | 交通費（公共交通機関に限る。）及び宿泊費（訪問先の姉妹都市に宿泊する場合に限る。） |
| 需用費 | 消耗品費、印刷物等の印刷費等（食糧費を除く。） |
| 役務費 | 通信運搬費、保険料等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、機器等のレンタル料、自動車等借上料、高速料等 |
| その他の経費 | その他市長が認める経費 |

附 則

この要綱は、令和7年4月23日から施行する。